

# こんにちは 家畜保健衛生所です

## 家畜人工授精用精液等の不適切な取扱い事案について

今般、次のような事案が判明した旨、国から通知がありました。

- ◇ 家畜人工授精所が家畜人工授精用精液又は家畜体外受精卵を譲渡する際に、譲渡時から数週間後に対応した家畜人工授精用精液証明書又は家畜体外受精卵証明書を送付していた事案
- ◇ 家畜人工授精所が家畜人工授精用精液を譲渡する際に、本来添付するべき家畜人工授精用精液証明書と異なる証明書の添付が行われた事案

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）では、第14条第1項及び第2項により、家畜人工授精用精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液の譲渡や注入等を禁止しています！



（家畜体内受精卵、家畜体外受精卵についても同様です。）



第0001号  
精液証明書  
.....  
名号:〇〇忠  
.....  
採取年月日:R2.10.2  
.....



第0002号  
受精卵証明書  
種畜名前:豊ヶ岡  
雌牛名前:ちよた  
.....  
検査年月日:R2.10.2  
.....

購入する際、使用する際に  
ストローと証明書は  
合致しているか確認し  
ワンセットにして  
取り扱ってください！

## 家畜改良増殖法に基づき、精液・受精卵の流通管理を徹底しましょう

特にご留意いただきたい事項

師

家畜人工授精師

農家

畜産農家

### 不正流通や血統矛盾を防止するために徹底しましょう

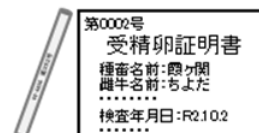
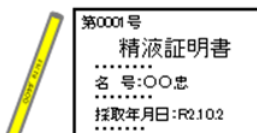
#### 精液・受精卵と証明書の一體的な取扱い

師 農家

✓ 精液・受精卵の使用には正しい証明書が必要です。

このため、

- ① 容器と証明書の記載内容が一致するよう適切に区分管理をしてください。
- ② 証明書の記載事項（譲渡・経由の確認欄を含む）は正しく記載してください。
- ③ 精液・受精卵の保管場所を施錠する等盗難防止措置を講じてください。



#### 家畜人工授精簿の適切な記載・保存

師

✓ 家畜の改良増殖には血統の正確な記録が必要です。

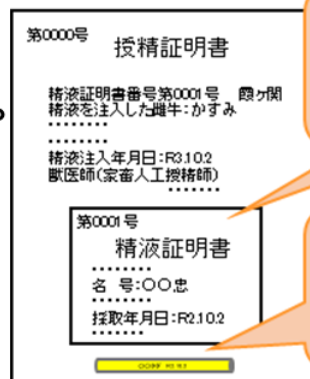
- ① 家畜人工授精、受精卵移植を行った際は、遅滞なくかつ正確に記載し、5年間保存してください。
- ② 授精証明書発行前の使用済みの精液証明書、ストローは家畜人工授精簿に添付するなど、速やかに照合できるように保管してください。

#### 授精証明書・移植証明書の適切な交付

師

✓ 授精証明書・移植証明書は産子の登記等に必要な重要な証明書です。

- ① 精液証明書等を適切に貼り付けてください。
- ② 交付した写しを5年間保管してください。
- ③ 家畜人工授精等に実際に使用した精液等に対応する証明書以外の証明書の流用はできません。



・精液証明書等の裏面が確認できるように貼り付けてください。

・容器と証明書の記載内容が一致しているか確認してください。

家畜保健衛生所業務第一課  
家畜保健衛生所業務第二課

0743-59-1700  
0745-62-2440